

昭和五六年(初)第四二一〇号

答 弁 審

原告 株式会社早川書房

被告 堀 晃 他一名

昭和五六年六月一〇日

右被告堀晃訴訟代理人

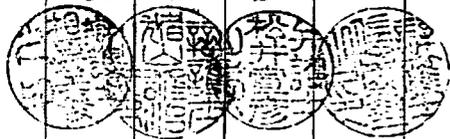
弁護士 佐々木 黎 二

同 松 井 宣 彦

同 猪 山 雄 治

同 相 原 英 俊

東京地方裁判所民事二九部 御中



左ノ六〇二去律事務所

第一 請求の趣旨に対する答弁

一 原告の被告堀晃に対する請求を棄却する。

二 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求めらる。

第三 請求の原因に対する答弁

一 第一項は認めらる。

二 (一) 第二項(一)のうち「原告早川は．．．の出版契約を行ない」

とある点、又梅田地下オデッセイに関する主張のうち「出版契

約」(2)部数二五〇〇部」「(3)定価四五〇円」の点は否認す

る。その余は認めらる。

被告堀晃は原告との間で、昭和五四年一〇月上旬、単行本「太陽風

交点」に関してせいぜい黙示による出版許諾契約を締結したに過ぎない。

「梅田地下オデッセイ」に関しても、右同様の債権契約を締結したに過ぎず、又その部数は三〇、〇〇〇部、定価は四六〇円である。

二、第二項(一)～(四)は認める。

三、第三項(一)は全面的に否認する。

細井息津子は全くの私用で大阪に来たものであり、そのついでに被告堀の妻が以前早川書房に勤務していたことがあり、知り合いであったため、昭和五五年一月二一日、被告堀宅を訪問したに過ぎない。

会話の内容は、もつばら早川書房内のことに関する雑談に終始して

おり、仕事に關しては「梅田地下オデッセイ」の出版が遅れている
経過説明が少なされたに過ぎない。

「太陽風交点」の文庫本に關しては、およそ出版を目的とする契約
と認められるべき何等の事実も存しない。

㊦ 第三項㊦は認める。

㊧ 第三項㊧のうち「石 受賞後．．．．．訴外加藤直之に依頼し
た」の点は認め、その余は不知。

㊨ 第三項㊨は不知。

原告と被告徳間とが、同業の出版会社という關係から、營業的、政
治的配慮のもとにいかなる協議をしたとしても、そのことは原告と
被告堀との間の契約關係には何等の影響を及ぼすものではない。



(四) 第三項(四)のうち「同年二月一七日、堀晃に対し、……………」

同年二月二八日までに出版する旨を伝え」の点は認める。

「堀はこれに対して何等の異議を申しのべなかつたため」の点
は否認する。その余の点は不知。

被告堀は、早川の今岡氏より、電話にて石「太陽風交点」文庫本出版の通知を受けるや、直ちに昭和五六年二月一九日付内容証明郵便にて、明確に右要求を拒否する旨の回答をしている。

早川が右堀の回答を無視して、一方的に単行本を写真に撮り縮少することによつて、文庫本を印刷し発売態勢に入つたとしても、被告堀の全く関知しないところである。

著作権者の明確な拒否の意思を無視し、著者の校正もないうまま、誤

りが多くある状態で、早川が右のような文庫本を出版すれば、それこそ著作権侵害、著作者人格権侵害となる。

丙 第三項(イ)の点は認め、その余は不知。

早川が自からの営業的、政治的配慮から文庫本出版を中止したとしても被告堀の何等関知しないところである。

そもそも、早川と被告堀との間には文庫本に關しては、出版を目的とする何等の契約も存しないのであるから出版を中止することは当然である。

四 第四項(イ)、(ロ)、(三)に關して全面的に争う。

被告の主張

一、被告堀晃の主張に関しては、次回に準備書面において事実の経緯に即して詳述する所存であるので、一応左記の点に就して指摘するにとどめたい。

二、即ち、本件訴訟の争点は昭和五四年一〇月上旬頃に、原告と被告堀との間でなされた、単行本「太陽風交点」に関する契約が、はたして出版権設定契約の名に値する程のものであるのか、あるいは単なる債権的な黙示による出版許諾契約であるのか否かの一点にある。

三、原告は、出版を目的とする著作権者と出版者との間の契約の種類には(一)著作権譲渡契約 (二)複製権譲渡契約 (三)出版許諾契約

四 出版権設定契約の四種類があるにもかかわらず、出版権設定契約一種類のみしかないように誤解しており、又出版を目的とする契約が著作権者と出版者との間でなされたら、それはそく当然に出版権設定契約がなされたものとの独断的前提に立つて主張をしており極めて失当である。

四 原告は出版を専業とする会社であるのだから、もし被告堀と単行本「太陽風交点」に関する契約をするに際して、出版権設定契約を締結したいと考えたのであるなら、出版許諾契約と出版権設定契約の異同等契約の趣旨を、被告堀によく説明し、その了解のもとに出版権設定契約書を作成すべきであつたのである。(堀がこれに応じたかどうかはさておくとして)

こうした基本的手続を何等履踐せず、自らの誤りは棚上げにして、後になつて自己の都合のよいように考え、出版権設定契約がなされたのだといくら主張してみてもこれは通用しない。

五 原告の訴状をみるに次のような点が指摘される。即ち、

(一) 昭和五四年一〇月頃になされた原告と被告堀との契約が物権的契約である出版権設定契約であつたか否かという点に本件訴訟のポイントがあるのであるから、原告としては出版権設定契約と認められるべき具体的事實を列挙して詳細に主張すべきであるにもかかわらず、これらの点の主張が全くなされてない。

(二) 又最も重要な契約締結の時期については「三本件における当事者の関係(一)」においては「昭和五三年一〇月ごろ」と主張し

ていながら「四被告らの原告の出版権侵害について（一）早川と堀
晃との出版契約について」においては「昭和五四年一〇月」と
全く矛盾した主張をしている。

（三）更に、真に単行本「太陽風交点」に關して原告のいうような出
版権設定契約が締結されていたならば、訴状の最初から、何年
何月何日、どこどこにおいて、どのような方法で出版権設定契
約が締結されたと明確に主張されているべきはずである。しか
るに極めて曖昧に「出版契約」を行ないと抽象的に主張してお
り、八四被告らの原告の出版権侵害についてVという、くだり
に來て始めて、出版権設定契約という文言が使われており、契
約の不明確さを如実に反映している。



(四) 出版許諾契約と出版権設定契約とは、一方が債権契約であるのに対し、他方は準物権契約であり、これらの契約は質的に全く異なるものである。従つて両者は明確に峻別されねばならない。

(四) 原告の、この点の曖昧な主張は、原告と被告堀との間には出版権設定契約といわれるべき契約は何等存在しなかつたことの証左である。

六 被告堀の短篇集「太陽風交点」は、昭和五六年一月一四日、日本SF作家クラブの総会によつて選定された日本SF大賞銚衡委員会の審議を経て、昭和五五年度、第一回「日本SF大賞」を授賞した。この授賞によつて、被告堀には、日本SF作家クラブ発行の正賞と、被告徳間より副賞一〇〇万円が授与された。

被告堀は、これまで無名の新人であつたが、この「日本SF大賞」を授賞したことによつて、SF界にその名が知られるようになったものである。いわば日本SF作家クラブと被告徳間の手によつて発掘されたといつても過言ではない。原告は被告堀の右「日本SF大賞」授賞に便乗して、利潤をはかるうとして急きよ文庫化を言い出したものであつて、「早川」という著名な出版会社の品位を浴すこと甚しいものがある。

マ 本件訴訟を原告が敢えて提起した意図は次のような点にあると思料される。

即ち、被告徳間は、原告の「SFマガジン」に対抗して、SF雑誌「SFアドベンチャー」を発売する傍ら、多くのSF作家の作

品を出版するなどして、日Fの出版においては、先発である原告を追い上げ、めざましい活躍をしている。しかも今回、日本SF作家クラブと被告徳間との協定によつて「日本日F大賞」が設けられたため、今後日F作家と被告徳間との関係が極めて深くなつて行く傾向にあり、これに焦慮した原告が被告徳間に一矢報いるべく、敢えて本件訴訟を提起したもので、その意図は極めて政治的である。

被告徳間は、被告堀との間の、正式な「太陽風交点」文庫版の出版権設定契約のもとに、石文庫本を出版する権限を有しているものの、原告とは同業であるため、何とか穏便な話し合いによる解決をしたいと努力されたよりであるが、原告の強硬な態度のためや

むなく協議は不調となつたものである。

被告堀はある意味で、こうした日P出版界における原告と被告徳間との覇権争いの犠牲者として本件訴訟の被告の立場に立たされたものである。

ハ 被告堀は大阪の某紡績会社に勤務するサラリーマンであり、石勤務の傍ら細々と日P小説を書いている一介の文士である。

こうした極めて弱い立場にある被告堀に対して、多くの日P作家を育成すべき社会的責任を負っている原告のような巨大な企業が何等の確たる証拠もなくこうした訴訟を敢て提起することに対しては、多大な疑問を抱くとともに、その良識を疑うものである。

九 本件原告と被告との契約がいかなるものであるかを正しく認定す



るためには、出版会社の一方的独断的思惑などにとられることなく、
具体的事実こそくして客観的に認定されるべきである。

又その解釈基準は著作権法第一条（目的）の「著作者の権利の保
護を図り」の精神に立脚するべきである。

以上